

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第 14 回 自治区制度等行財政改革推進特別委員会記録

日 時 平成 27 年 6 月 12 日 (金)
 10 時 00 分 ～ 10 時 58 分
 場 所 全 員 協 議 会 室

【委 員】牛尾博美委員長、田畑副委員長

岡野委員、柳楽委員、串崎委員、森谷委員、上野委員、笹田委員、布施委員、
 芦谷委員、澁谷委員、西村委員、牛尾昭委員

【議 長】原田議長

【委員外議員】足立、野藤、飛野、岡本、佐々木、道下、平石、西田、江角

【執行部】久保田市長、近重副市長、岡本金城自治区長、岩谷旭自治区長、山根弥栄自治
 区長、中島三隅自治区長、植田総務部長、砂川地域政策部長、埴財務部長、吉永金城支
 所長、田村旭支所長、細川弥栄支所長、斎藤三隅支所長、前木総務部次長(総務課長)、
 宇津地域政策部次長(政策企画課長)、河野財務部次長(財政課長)、古森人事課長、西
 谷政策企画課企画係長

【事務局】三浦局長、鎌原書記

議 題

(執行部との意見交換)

- 1 請願第 5 号 自治区制度に関する請願について

- 2 議案第 66 号 浜田市自治区設置条例及び浜田市副市長条例の一部を改正する条例
 について

- 3 その他

【会議録】

(開 議 10時00分)

牛尾博美委員長

皆さんおはようございます。ただいまから14回自治区制度等行財政改革推進特別委員会を開催いたします。ただいま出席委員は13名で定足数に達しております。

暫時休憩いたします。

(休 憩)

牛尾博美委員長

開会いたします。大変失礼いたしました。早速ではありますが、お手元のレジメのありますとお進めさせていただきます。

1. 請願第5号 自治区制度に関する請願について

牛尾博美委員長

議題1の「願第5号 自治区制度に関する請願について」についてであります。

本委員会に付託されました、自治区制度に関する請願につきましては、別添の資料にありますとおり、6月8日付けで旧那賀郡の地域協議会会長より請願取り下げの申出書が提出されましたのでご了承願います。

取り下げの取り扱いですが、本議会の議題とされ、すでに委員会に付託されている場合は、取り下げについては委員会の内諾を得た後、本会議で請願撤回の承認を議決することとなります。

これに関して質疑・意見がありますか。

西村委員

この取り下げの理由については議論できないのですか。

牛尾博美委員長

それについては、ここにお答えできる方がいないのでできかねます。他にありますか。

2. 議案第66号 浜田市自治区設置条例及び浜田市副市長条例の一部を改正する条例について

牛尾博美委員長

執行部より意見を求めます。

久保田市長

(資料説明)

地域政策部長

(資料説明)

牛尾博美委員長

委員から質問意見ありますでしょうか。

澁谷委員

自治区ごとの公聴会から1年近くたち、最初の自治区変更案が提出され半年が経過しているにも関わらず、今回、6月定例会において定例会冒頭に提案されることなくこの条例は追加提案されました。今回の一般質問でも多くの議員が取り上げましたが、冒頭に提案があれば議論がより深まり、ケーブルテレビの放映もあり、市民の皆様への周知、浜田市議会も言論の府としての使命を果たせたに違いない。執行部の追加提案は、活発な議論を拒んだという結果責任において、浜田市制に今後禍根を残す事態ではないかと思いますが、執行部の意見を

地域政策部長

求めます。

追加提案の経緯は、昨年の公聴会以降、11月に今後の自治区制度の方針を示し、その都度ご意見をいただき議論させていただき、それを踏まえて修正しながら5月15日に最終案をご説明させていただきました。その後、各地域協議会が5月下旬に開催され、浜田自治区においても会議は開催されていないものの全員が承認されたとのことで、最終的には6月1日にその回答文をいただいたところで、本来なら当初提案を想定していましたが、まず地域協議会、住民の皆さんのご理解をいただいた上でということで、その判断が6月1日になったため、6月8日に提案させていただきました。地域協議会からも、了解をした以上は早くこの方針を出して、まちづくりの議論を進めたいというお声もあったので、今回の提案とさせていただきました。

澁谷委員

昨年11月に最初の見直し案が公開されました。その後、1回目の修正案が1月に、2回目4月、3回目5月に提出されました。2回目の修正案が示されるまでに半年かかっていますが、大きな修正案ではありませんでした。しかし、4月24日から5月12日という大変短い間に、大きな方向転換が行われています。この大きな方向転換に対する考え方をお尋ねします。

久保田市長

一般質問でも答弁しましたが、今年色んな総合振興計画や総合戦略等、今後の浜田市を決める大きな計画を作成しなければいけない年にあたっています。4月から作業に着手し100人委員会等を開いて皆さんのご意見を頂戴したり、色んな活動を始めたところです。その中であって、市民の皆さんの意見が割れるということは、将来の浜田を考える上で良くないだろうという思いがありました。2月に4自治区から存続して欲しいとのご要望が出たり、その後も色んな場面でご意見を頂戴しました。

今年は大変大切な年です。その年にあって皆さんと気持ちを一緒にして将来の浜田を考えたい。そのため最終案ということで、現行の制度を一部、区長さんの報酬見直し等もありますが、基本的には大筋を変えずに4年半延長する、という最終案をご提案しました。今年度はいろんな計画を一緒になって作っていかなくてはいけない、計画を作るだけでは意味がありませんので、一緒になって今後、市民の皆さんと浜田のまちづくりに取り組んでいきたいという思いから、こういった最終案をご提案させていただきました。

澁谷委員

自治区問題の混乱の原因は、審議会等で市民の英知を結集する手法を取らず、市長が自ら浜田市長の名において今後の自治区案を提案した、その手法に大きな問題があったのだと思いますが、執行部側の認識をお尋ねします。

地域政策部長

今回の自治区制度見直しにあたっては、昨年の公聴会、平成25年度の団体ヒアリング等も行いながら、多くの市民の皆さんの声などを充分反映し、最終的にそれを踏まえて執行部で判断しました。確かに

澁谷委員

審議会等を開いていませんが、自治区制度については条例にもあるように、各自治区ごとに地域協議会があるので、それが相当すると考えて色んな意見交換をしてそれを踏まえて判断させていただきました。先般、自治区長の職務権限等の見直しについての案を頂戴しました。5番の財務に関わる事項等が、最初は副市長とし自治区長に委任するところの、ポチマークはついていませんでした。それが今回は、最終案としてついています。これがつくということは、現在は自治区長だが、改正後は副市長で、副市長から自治区長に委任すると取れます。そのパーセンテージというか、どのように考えれば良いのか。

地域政策部長

事務委任ということは、本来の規則上は、区長に権限がありますがそれを決裁で委任するということですので、実際の事務行為は自治区長で決済することになります。今度新しく自治区長は副市長という肩書きがありませんので委任をするということで、その権限を与えるということで、実際の業務は自治区長でやっていただくということでこれまでと変わりません。そのことは今回見直しをすることは、議案質疑で質問いただいた後、現自治区長と協議してその見直しをした方がいいということでした。

澁谷委員

今の地域政策部長の答弁だと、この最終案は副市長の欄が3つ、3番、4番、5番、職員の服務に関する事項と財務にかかわる事項が、副市長となっています。ここは自治区長でも全く変わらないように思うんですが。もう少し詳しく。何故、副市長という名前になって自治区長に委任という、敢えてこういう形式を取られたのですか。

地域政策部長

規則上のことで、実際の規則は今後、専決規則を出します。先ほど抜粋をつけておりましたが、専決規則上は副市長になりますので、それを事務委任するということで、実際の判断は自治区長ということにする。そういう意味で米印を付けました。実際の事務は自治区長が引き続き行いますので、そういう書き方も出来るとは思いますが、今回は規則に基づいた書き方をさせていただきました。

澁谷委員

いまひとつ理解出来ません。現在は自治区長になっているわけですが、それを変えてほとんどの職務を自治区長が委任されるなら、自治区長のまんまとどこが違うのかと。今の説明だと分かりません。

総務部長

現在の自治区長は条例上、副市長という位置づけにしてありますのでそれで問題ないと思っていますが。新たな自治区長は3号の特別職としていますので、副務あるいは財務に関することについては、行政規則上は、副市長が処理する(専決できる)ことになっていますので、基本的には副市長専決とし、その中で自治区長に委任する手法を取りたいということです。

笹田委員

自治区長の財務に関わる専決事項が資料にでましたが、なんら今までと変わらない。逆に変わったところがあるのか、お聞きします。

地域政策部長
牛尾博美委員長

財務に関することについては、実際の業務については変わりません。その他ありませんか。

西村委員

大雑把な訊き方をしますが、5月15日に最終案が示され、6月1日に要望書が出され、8日に追加提案が出されました。しかも今も細かい点について修正が出る状況で、評価出来るというのは分かるが、どれだけ地域協議会の皆さん、ましてや市民の皆さんが、最終案の中身を理解されているのかという疑問がぬぐえません。

しかも議会議員にしてみても、市民や地域協議会のご理解が果たしてどの程度なのか、検証する時間さえない。もうちょっと急がないやり方が、知恵を絞ればあると私は思っています。先日の一般質問でも言ったように、現行制度を半年間延長するというをまず条例提案して可決して、半年延ばすという中で、じっくりかけて理解を求めて行く、早ければ8月等の段階で臨時議会を設けて、このことについて決を取るやり方もあると思うし、その方が後々に禍根を残さないという意味では、順当なやり方だと思い、提案も含めた形で一般質問しました。そういったことをご考慮されなかったのか。なぜ6月定例会に、追加提案までして可決を求めようとされているのか、理解が出来ません。

久保田市長

議員のご意見、先般の一般質問でも頂戴したし今日も拝聴しました。確かにもう少し時間をかけて市民の皆さんに、というのも理解出来ます。しかし、今年は色んな振興計画と一緒に議論したい。そのためには、浜田市の大きな仕組みである自治区制度が将来どうなるのかを早くご提示した方が、この後の計画を議論するときに前提になるのではないかと。議員さんの仰るように半年間延ばしてじっくり考える方法もあろうかと思いますが、ただ、一方では他の計画が待たなしの状態にあっては、なるべく市民の皆さんに、どういう姿の自治区制度を考えているのか、早めにご提示させていただいた方が浜田づくりを考えるうえ良いのではないかと思ったので、今回提出させていただきました。

西村委員

仰ることは分かりますが、私もなにも半年延ばせと言っているわけではないんです。まず現行制度を3月一杯まで伸ばして、皆さんの了解のもとにこの1、2ヶ月で勝負をかけるという方法が何故出来ないのかという疑問なんです。私は半年先に結論を出せと言っているわけじゃないんです。1、2ヶ月で結論を出したら良いじゃないかと。大方の了解を得ていると仰るのだから、そんなに揉めることはないと思います。市民の受け止めに議会が把握出来れば、議会もそれに応じた結論を早く出せば良いと思っていますから。どうしても、いまの答弁も理解出来ない、ということだけ申し上げておきます。

牛尾博美委員長

答弁はよろしいですか。

西村委員

はい。

牛尾博美委員長

その他に。

布施委員

執行部の説明を聞いていて、最終案もでて、6月1日に4自治区のまちづくり推進委員会の方に最終案を示した。要望を3つ言われた。

新たにその要望に対して8日にご回答されたとお聞きしたわけですが、浜田那賀自治方式は4自治区のためにあるのではなく、浜田自治区もあるわけです。先ほどの答弁だと、浜田自治区にも概ね理解していただいたということなんですが、4自治区の要望だけを聞いて、浜田自治区の人が「もう執行部さんに任せました」という理解なのか、この最終案は浜田自治区の人達にも充分説明して理解してもらったものなのか。私はその辺りにまだ拭いきれない部分があります。

近重副市長

要望として最終案の修正は分かりますが、浜田自治区の中の方たちの要望は伏せてやっておられる状態もあったと思います。その辺は執行部の中でどう思われて、この最終案を提案されたのか伺います。

浜田自治区長を兼ねていますので私から答弁させていただきます。浜田自治区の地域協議会の皆さんは、今の那賀郡と旧浜田市の膠着状態は非常に良くない、今後のまちづくりを進める上で出来るだけ早く制度をしっかりとしたものにして、早くまちづくりを進めてくださいと言うご意見が一番でした。旧那賀郡4自治区の言い分も理解出来るし、浜田側としては、公聴会でも自治区長の方針については少し考えないといけないんじゃないかという意見がたくさん出ていました。そういった部分も含めて、色々市長が考えて最終提案をされてきていますので、そのことについては出来るだけ早く制度をきちんと固めた上で、早くまちづくりを進めて欲しいので、これは市長の言われるように了解するというご意見で殆ど地域協議会は纏まっていますので、その辺はご理解いただけるものと思っています。

昨年5月から、5自治区はずっと議論して来ました。公聴会も開き、地域協議会も色々な議論をさせていただいています。色々議論はあろうと思いますが、最終的には市長がどこかの時点で判断しないと収まりがつかないと思っています。今は5自治区の地域協議会も殆ど了解されています。是非ご理解いただいて。議論は最終的には旧浜田那賀方式から言えば、自治区長部分が少し変わったということになるかと思っています。それまでの議論はすごくされていますので、これは大切な過程だったと思いますし、自治区制度についても多くの市民の方に、色々な形で理解を得られている部分があると思っています。

布施委員

理解しました。今日示されたものを5自治区に最終案として示して、概ね理解が得られると思ってよろしいですか。

地域政策部長

5自治区正副会長からのご意見は、早く方向性を出して欲しいと。4月から5自治区で正副会長会を初めています。これは旧那賀郡側の正副会長さんから、是非浜田と一緒にまちづくりをやりたいというお声かけをいただいて、私が浜田の会長さんにそのことを示させていただき、一緒にやりましょうということなので、5自治区皆さんの了解の上で、早く正副委員長会を引き続きやりたい、そのためにも同じ方向性を早く向いて議論していきたい、まちづくりのことや総合振興計画のことをやっていきたいという意見を各会長からいただいて

笹田委員

います。

結果はどうあれ議案が提出された以上は議論を交わさないといけません。我々会派は3年延伸と言いつけてきました。先ほど取り下げがありました。最初に出ていた請願の趣旨が、「自治区制度によらないまちづくりの仕組みが出来るまでは現行の浜田那賀方式自治区制度を存続していただきたい」という内容でした。要するに自治区制度がなくてもしっかりしたまちづくりがあれば、自治区制度はいらないと認識しています。

今回最終ページに今後5年間の取り組み6項目が載っていますが、非常に分かり難い気がしています。5年後にどういったまちづくりの仕組みになるのかも明記されていない。最終案に対する意見書に市長が答えられています。自治区が要望する事業等は振興計画に反映することとあります。元気な浜田づくりのためのロードマップにも載せて計画の進捗管理をはかると答えられているので、まちづくりの仕組みについても出来ればロードマップに詰め込んで、5年後にはこういったまちづくりを目指すんだという形を示していただければ、各自治区も安心するのではないかと思います。

また、ふんわりした議論であると、また5年後に同じことを繰り返すのではと思っています。今回3月一杯で自治区長は交代されるかもしれないし、存続されるかもしれないし、必死でまちづくりを考えてもらわないといけないという意味で、まちづくりについても出来ればロードマップ等々で進捗を示していただけて、浜田市民の方に安心を与えるように進めていただけたらと思います。それについてご意見をお願いします。

地域政策部長

まちづくりの方向性を出すことは非常に重要だと思っていますので、これから早急に入っていきたいと思っています。そのためにも、5自治区地域協議会と一緒に方向で一緒に議論していただかないと、市の執行部がまちづくりの方向性を勝手に決めることは考えておらず、飽くまで一緒に協働のまちづくりを目指しています。そのためにも5自治区の正副会長さんとの会議を重ねていって、5自治区に同じ方向性を向いていただけるテーマが出来れば、ロードマップに掲げて今後の5年間で実現出来るようにしていきたいと思っています。

笹田委員

仰るとおり、市が決めることではなく各地域が決めることだと思います。ただ、同じやり方ではこの10年間の繰り返しになると思います。だからしっかり話し合っていて、本当にこういったまちづくりを推し進めていくんだという段階を早めに決めていただき、そのためにはどうしていくんだということをしっかりロードマップに掲げていただき、5年後には各々が目指したまちづくりが進められるようにするのがベストだと思います。是非そうしていただきたいです。

地域政策部長

繰り返しになりますが、今までの10年間には5自治区の正副会長と一緒にまちづくりを話し合うことはありませんでした。それが今回、

去年から新たな自治区制度について紆余曲折ありましたが、一緒になって議論するのが重要だという認識が皆に出てきたのが大きな成果だと思います。それを柱にして地域協議会の正副委員長と定期的に会議をするということを決めているので、早急に方向性を出していきロードマップに載せ、実行に向けていきたいと思っています。

牛尾昭委員

私は最初の市長の提案段階で賛意を示していました。1年前を振り返って思うのは、合併10年を迎えるにあたってのべき論、合併した以上こうあるべきだという市長の言に賛同していました。今思うのは、各地域の立ち位置によってお考えが違うんだらうと市民の皆さんの意見を拝聴して気が付いてきました。

この特別委員会の最初の段階で、我々は区長さんに話を聞きました。報酬を下げても良いから区長制度を残して欲しいという意見がありました。地域協議会の会長さんとも個別に色々な話をさせていただきました。そういう意味で言えば、私は最初の段階で賛同していたので非常に忸怩たる思いがありますが、市民の広範な意見を吸い上げて市長がこう判断されたことを大いに評価したいと思っています。

こんなことは100点満点ということはありません。元々、合併当時から大変だった。10年後を迎える市長が一番大変だと思う。例えば、前任の市長ならこういう方法ではなかったらうと思います。今の市長になって、十分な議論の場を1年与えていただいて、我々も自治区制度がどういうものかがしっかり頭に入ったなど。そういう意味で言えば、この1年しっかり勉強させていただいた。その上で今回最終案ということで、評価しています。

芦谷委員

先ほどの布施委員の質問と副市長の答弁に関連するんですが、一般質問でも申し上げましたが、5自治区あって、面積、人口という点からすると浜田自治区はすごく手薄です。浜田自治区は地域協議会の委員が15人でなかなかおぼつかない。しっかりと計画に、浜田自治区の、特に市街地の空洞化、周辺の中山間地域等、こういった他自治区と共通するような問題点について、方向性をきちんと示していただきたい、前に進めるということについて、お考えを伺います。

副市長

ごもっともなご指摘だと思います。しっかり検討を加えながらまちづくりについては計画の中に組み込んでいきたいと思っています。

芦谷委員

少し分けいって質問します。新旧対照表、地域協議会に大変重きを置いています。資料の1ページ、地域協議会の項があります。早い話、これが御題目だけで機能していないというのが私の評価です。

地域協議会は市長の諮問に応じ答申とあります。諮問が何回あって、答申があったのか。諮問答申については地域協議会間で共有されたか、市民への公開、議会への報告がなかったように思うが、機能していたのか疑問があるので、お伺いします。

地域政策部長

地域協議会への諮問答申ですが、基本的にはここに、条例にある、新市まちづくり計画や重要施策については委嘱をさせていただいた

ときにそれぞれお願いしていますので、その都度の諮問書については出しておりません。これは常に、このことが所管業務となっているので、地域協議会開いて議論していただくことが、それを受けてやっていただくと。答申に着いては都度、地域協議会から市長を通じたり、市長に報告が直接ありますし、たとえば予算編成のときに各自治区の意見をいただいています。たとえば地域振興基金の取扱いについても議論いただいて、それを踏まえて予算編成をする。それがすべて諮問、答申の一部になっていると思っています。

具体的にその都度、諮問書を提出するのは期間を定めてお願いする自治区長の推薦については、限られた期間で回答をいただかねばならないので、それについては個別に自治区長が交代する前に出させていただいています。所管業務である重要施策や自治区事業については都度のやり取りはしていません。

ただ、公聴会や地域協議会の話聞いた時に、地域協議会の議論ができていない、報告の場になっているのでは意見があるが、金城、旭、弥栄、三隅地域協議会では自分たちは十分基金のことも踏まえて地域のことを議論していると、それぞれが仰っておられました。確かに浜田自治区においては基金の活用ができていないということの報告が多いといわれていますが、他の4自治区においては十分議論をしているといわれていますので、地域協議会は機能していると思っております。

芦谷委員

1項目目、新市まちづくり計画の執行状況の関する事項とありますが、新市まちづくり計画の位置付けですが、私の直感ではこの計画書なるものを、新しい議員さんも含め見たことないと思います。市制における位置づけと進行管理についてお伺いします。

地域政策部長

新市まちづくり計画は合併時に作成しました。これは合併特例債を活用するためには新市まちづくり計画を提出して、それに基づいて合併特例債を活用するということが必須のものです。

ご承知のように合併特例債が5年延期になって、活用するためには新市まちづくり計画も改め、今後もう5年の計画を作ることになっています。従って今年度中には新しい計画を作って議会の議決をいただくことになっていますのでその際に改めてお示しします。なおこの新市まちづくり計画を踏まえて作っているのが総合振興計画ですので、そこを皆さまにお示しさせていただきます。

芦谷委員

10年かかってもほとんど市民の理解を得ていないですし、今までの進め方、執行状況が上手く行ってないと思います。

立派な条例なのですが、これに対する細目を定めたり、執行部を縛る規則を作られて、地域振興基金や地域協議会の問題も含めて細目を決めるべきです。お題目だけあってなかなか総論だけで実態は進んでいない10年を踏まえて、規則などを付け加えるという考えはないでしょうか。

地域政策部長	浜田自治区設置条例の委任規則はありませんが、地域協議会については運営規則を付けています。ご質問の件は今後検討し、必要があれば規則等を定めますが、現在やっている要綱や取り扱いでもできれば引き続き協議をさせていただきます。
芦谷委員	是非、こんな入口で議論する時間はないので、規則等を整備して具体的に前に進めるようにしてもらいたと思います。
岡野委員 地域政策部長	自治区長の月給 54 万から 36 万になった算定根拠をお願いします。報酬を 36 万円にした根拠ですが、公聴会等でも自治区長の報酬は下げても継続して欲しいとご要望いただいたり、浜田自治区からもそういった要望があったので、特に何に基づいてということではありませんが、自治区長の職務を軽減することも踏まえて、現行制度の 3 分の 2 を想定して定めました。根拠については今いらっしゃる 4 自治区長、市長、副市長との内部協議で決めた金額です。
岡野委員	54 の 3 分の 2 で 36、恐らくそうではないかと思いました。それは元々の自治区長兼副市長メンバーに打診して決めたんでしょうか。
地域政策部長	以前に自治区長をやっておられた方とは協議していません。現在いらっしゃる自治区長、副市長とは充分協議しました。
岡野委員	新聞記事等で一番目にするのはこの部分なんです。元々市長が提案された内容から言うと、かなり旧那賀郡側に寄った内容に変更されてきています。この部分を、旧浜田市民の方は細かいまちづくりルールは分かりませんが、数字の話については入ってきます。私も市民への説明義務があります。仕事量の比例なのか、単に話し合いの中で 54 を 3 分の 2 にしたのか、言い方は色々あるんですが、うまく説明していただきたいと思います。
牛尾博美委員長 牛尾昭委員	その他にありますか。 そろそろ議論も出尽くしたように思うので、是非採決に移っていただきたいと思います。
牛尾博美委員長	では執行部の方は退席されて結構です。ご苦労様でした。

《 執行部退席 》

牛尾博美委員長	それでは、これより付託議案についての採決を行います。採決前に委員から何か意見はありますか。
芦谷委員	自治区制度なんですよ。人口減や地方創生、大きな問題があるので、私はこの問題についてはいち早く決着して、市議会として次の課題にかかるべきだと思います。
牛尾博美委員長	お諮りします。議案第 66 号 浜田市自治区設置条例及び浜田市副市長条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 9 反対 3 (西村、田畑、森谷))
牛尾博美委員長	賛成多数により原案どおり可決するものと決しました。

| では、本日の執行部との協議は終了します。

(閉 議 10 時 58 分)

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

自治区制度等行財政改革推進特別委員会 委員長 牛尾 博美

⑨